

平成 30 年 4 月 30 日

海外に在住する邦人の子女に対するいじめ相談窓口について

国内の学校においては、平成 25 年にいじめ防止対策推進法が施行されたことに伴い、各学校へいじめ防止に関する措置等が求められているところですが、このたび改めて在外教育施設に対して、本法律等の周知が求められています。

これを受けて、海外に在留する邦人の子女への教育振興を目的とする公益財団法人海外子女教育振興財団においては、従来から海外子女教育専門の教育相談員による教育相談を実施していましたが、この中で、いじめ相談についても対応することとなったところです。

ご不明な点などございましたら、下記までお問合せ下さい。

<いじめ相談窓口>

公益財団法人 海外子女教育振興財団 事業部 教育相談事業チーム

TEL: +81-3-4330-1352

(受付時間：月～金曜日 10 時～16 時 (日本時間))

メールアドレス：sodanjigyo@joes.or.jp

(受付時間：随時)

<参考>

公益財団法人 海外子女教育振興財団とは

海外に勤務する邦人の子女および海外勤務を終了し本邦に帰国した邦人の子女の教育の振興を図るため、必要な教育・研修、支援、助言・情報提供・調査等に関する事業を行い、海外勤務生活の安定に寄与し、もってわが国の海外における発展と国際交流の推進に資することを目的とする。

事業案内 2018：<http://www.joes.or.jp/cms/joes/pdf/kaiin/jigyo.pdf>